

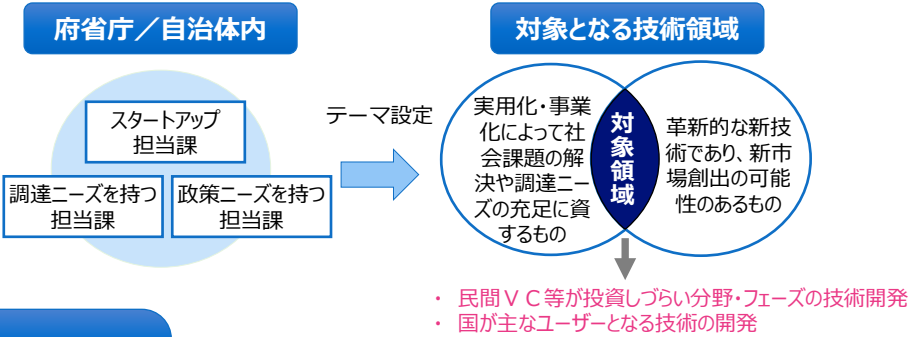
SBIR制度について

制度について

SBIR制度（Small/Startup Business Innovation Research）はスタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度です。

指定補助金等とは

本制度のうち、政策ニーズに基づき国が研究開発課題を設定して交付する補助金等を「指定補助金等」としています。「指定補助金等」では、関係府省庁等による政策課題／調達ニーズに基づき、公募するトピックを設定します。トピックでは、事業化までに長い時間と大きな資金が必要な技術開発の初期フェーズや、国が主なユーザーとなるような技術の開発が対象となります。



支援対象者

※指定補助金等

主な要件*1

スタートアップ（中小企業）

- 研究開発型スタートアップ（中小企業者）であること。
- 原則設立から15年以内であること。
（※J-Startup、J-Startup地域版選定スタートアップを含む）
- 日本で登記されている企業であること。
- 意思決定・研究開発のための拠点が日本に存在すること。

研究者

- 国内研究機関に所属し、当該研究機関において研究開発を実施する体制を取っていること。
- 研究代表者が技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。
- 以下のいずれかに当てはまること。
 - 起業による技術シーズの事業化を目指す者であること。
 - 技術シーズの事業化を目指すにあたり、中小企業への技術移転を考慮している者であること*2。

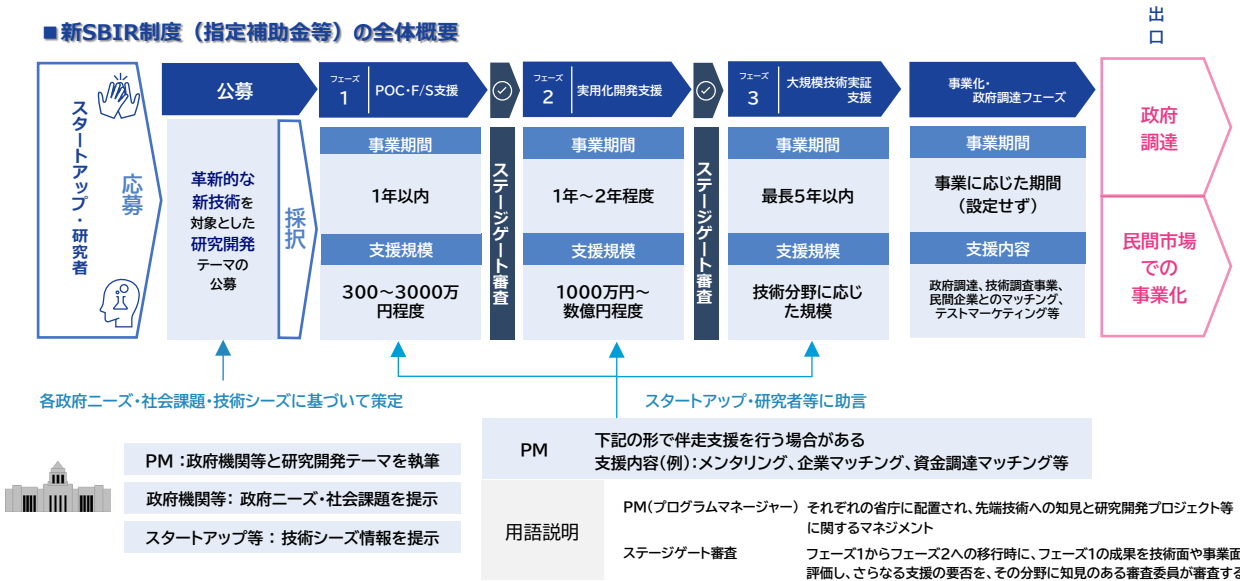
*1応募要件は研究開発テーマごとに異なるので、各機関の公募要領を確認すること。
*2事業によって技術移転を認めるかどうかは異なる。

施策の概要

※指定補助金等

ビジネスアイデアのFS調査段階（「フェーズ1」）、実用化に向けた研究開発段階（「フェーズ2」）、先端技術分野における大規模技術開発・実証段階（「フェーズ3」）と多段階選抜方式で支援を実施しています。基礎研究から事業化フェーズまでの切れ目ない事業を実施し、研究開発成果の事業化を促進させるための各種サポートを行っています。

■新SBIR制度（指定補助金等）の全体概要



制度についてのお問い合わせ

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 イノベーション推進担当 E-mail: sbir_csti.k3z@cao.go.jp

